広島市告示第４４３号
令和８年１０月５日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第７条の３第１項第２号の規定による特定工程及び同条第６項の規定による特定工程後の工程を次のとおり指定し、これらの工程に関する中間検査を次のとおり実施する。

広島市長　松井　一實

１　中間検査を行う区域
本市全域

２　中間検査を行う期間
令和９年１月１日から令和１１年１２月３１日まで

３　中間検査を行う建築物の用途及び規模
次の⑴又は⑵に掲げる建築物の用途及び規模とする。
⑴　棟ごとに新築する戸数が１の住宅（居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の２分の１未満であるもの又は居住以外の用に供する部分の床面積の合計が５０平方メートルを超えるものを除く。）
⑵　棟ごとに新築する階数が３以上の共同住宅（法第７条の３第１項第１号に規定する工程を含むものを除く。）又は長屋

４　指定する特定工程
次の表に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程とする。ただし、同表の右欄に掲げる工事を２以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

構　造	特　定　工　程
木造その他これに類する構造	柱、はり及び筋かい又は耐力壁の建て方工事
鉄骨造その他これに類する構造	１階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、組積造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造（プレキャストコンクリート造その他これに類する構造を除く。）	２階の床（平屋の場合は屋根版）及びそれを支えるはりの配筋工事
プレキャストコンクリート造その他これに類する構造	屋根及びそれを支えるはりの取付工事
その他の構造	屋根及びそれを支えるはりの工事
上記の構造を併用する構造	該当する各構造の区分に掲げる特定工程のうち、最も早く施工する工事

5　指定する特定工程後の工程

次の表に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。

構　造	特定工程後の工程
木造その他これに類する構造	壁の外装工事又は内装工事（構法上やむを得ない部位の外装工事又は内装工事を除く。）
鉄骨造その他これに類する構造	鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事（構法上やむを得ない部位の外装工事又は内装工事を除く。）
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、組積造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造（プレキャストコンクリート造その他これに類する構造を除く。）	２階の床（平屋の場合は屋根版）及びそれを支えるはりのコンクリート打込工事
プレキャストコンクリート造その他これに類する構造	屋根及びそれを支えるはりの取付工事の接続部が隠れることになる工事
その他の構造	屋根及び壁の外装工事及び内装工事（屋根ふき工事又は構法上やむを得ない部位の外装工事若しくは内装工事を除く。）
上記の構造を併用する構造	該当する各構造の区分に掲げる特定工程後の工程のうち、最も早く施工する工事

6　適用の除外

法第１８条第２項若しくは同条第４項又は法第８５条の規定の適用を受ける建築物については、この告示の規定は適用しない。

附　則

1　施行日

この告示は、令和９年１月１日から施行する。

2　令和５年広島市告示第３９９号の廃止

令和５年広島市告示第３９９号は廃止する。

3　経過措置

⑴　この告示の規定は、本則の２に定める中間検査を行う期間内に法第６条第１項又は法第６条の２第１項の規定による確認の申請がされた建築物について適用する。

⑵　本則の２に定める中間検査を行う期間前に、法第６条第１項又は法第６条の２第１項の規定による確認の申請がされた建築物については、従前の告示（令和５年広島市告示第３９９号）の規定を適用する。